

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書

ろう者は生まれた時から音声日本語を耳で聞くことができないため、自然に身に付いた手話が第一言語である。物の名前、抽象的な概念等を手指の動きを中心に、言葉を動作で表し視覚に訴えコミュニケーションを図るものである。

手話は明治時代に広がり、ろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、ろう教育においては、明治13年の国際会議において読唇と発声訓練を中心とする口話法が決議され、わが国でも昭和8年に口話法の妨げになる手話の使用は事実上禁止され、ろう者にとって不幸な教育が始まった。

その後、平成22年の国際会議において、明治13年の決議が撤廃され、平成23年に改正された障害者基本法において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段についての選択の機会が確保される」と定められた。しかし、この法律には「可能な限り」という保留が付き、罰則もなく、これだけではろう者が手話で生活する権利を守るには不十分である。また、我が国においては手話に対する理解も不十分であり、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易でないことが日常生活、社会生活を送る上での不便や、ろう者に対する偏見及び差別の原因となっている。

偏見及び差別をなくし、ろう者の権利が保障され、ろう者としての尊厳を持つことができ、ろう者とろう者以外の国民がお互いに理解しあい共生していくことができる社会を築くためには、手話が音声語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、ろう児が手話を身に付け、手話を学び、手話を使って社会生活ができるよう、より一層の普及と研究のできる環境整備に向けた、国による新たな法律の制定が不可欠である。

よって、逗子市議会は、国に対し、上記内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日